

アフリカ知的財産ニュースレター 2016年11月号(Vol.15)

知財に対する意識と模倣

はじめに

本号では、アフリカで最も経済的に活況を呈している国の一つであるケニアの当局が、知的財産の重要性を自らが十分に理解していることを世界に対し明らかにした経緯、南アフリカ当局が同国の模倣取締能力を向上させる措置を実施した経緯、闇市場に出回る模倣品の問題に対するタンザニア当局の取組の実態に注目する。

ケニア

世界知的所有権機関(WIPO)は、「WIPO Magazine」の2016年8月号に、ケニアに関する特別記事を掲載した。この記事は、ケニア当局が知財に対し極めて真摯に取り組んでおり、国際標準の知財保護を提供することによって外国企業を自国に誘致することを切望するとともに、自国民も同様に知財の恩恵に浴することを願っているという現状を明らかにしている。

「*Strengthening Kenya's IP Landscape*(ケニアの知財基盤の強化)」と題された上記の記事は、ケニアの知的財産当局であるケニア産業財産権機関(KIPI)のサンゲ長官のインタビューという形を取っている。この記事の中で、サンゲ長官はいくつかの非常に興味深い指摘を行っている。

- KIPIの主要な役割は、知財の規制及び保護を通じて発明やイノベーションを促進し、技術移転の円滑化を図ることである。
- KIPIの重要な優先課題は、公衆の知財に対する意識の向上および知財の尊重を推進することである。これは本質的には、知財権の活用方法に関する教育を必要とする。ケニア国民は学会誌に広く論文を公表しているという点では「知的に豊か」であるが、自分たちのノウハウを知財資産に転換していない — 例えば研究機関などは、自分たちの仕事を実施許諾可能な資産に転換し、それによって将来の研究のための資金を得ることができるという点を理解する必要がある、とサンゲ長官は考えている。公衆について言えば、自国が知識主導型経済または情報経済の国になろうとしていることを、つまり、知識や情報が今や農業のような伝統的な産業以上に重要になってきていることを、理解する必要がある。知財は、原材料、情報および着想を資産に転換する力を持っている。
- KIPIは、その教育機能を果たすための資金を政府から提供されている。こうした資金によって知財教育を実施し、展示会や会議を開催し、発明家に賞を授与し、ラジオのトークショーに参加し、メディアに報道してもらっている。知財意識向上プログラムは、調査によれば確実に成果を上げている。同プログラムの発足以来、知財に対する認知度は13%も上昇したのである。
- KIPIのもう一つの優先課題は、特許文書作成技能の向上である。文書作成の技能が欠けていると、ケニア国民が特許を取得する能力が妨げられるからである。
- ケニアの知財制度が先進諸国と比べて遅れたものにならないよう保証することも、重要な関心事である。その結果としてケニアには現代的な知財法が存在し、ケニア議会は現在、伝統的知識や遺伝子資源、伝統的な文化表現の保護に関して独自の特別立法を検討している。ケニアには

KIPI 以外にも多数の知財団体があり、ケニア著作権委員会 (Kenya Copyright Board ; KECOBO)、ケニア植物防疫所 (Kenya Plant Health Inspectorate) といった機関が活動を展開している。

- 知財がケニア政府の計画の最前線に置かれることを保証するため、KIPI はケニア政府と緊密に協力して活動している。これは、知財の重視を政府に度重ねて促す必要があるということではない — 知財はすでに政策課題として掲げられており、2010 年憲法に基づき、憲法に定められた地位を享受している。憲法の第 40 条(5)により、政府はケニア国民の知財権の保護と執行を義務づけられているのである。
- KIPI は、上に挙げたものの他にも数多くのプロジェクトに関与している。「ケニア国家イノベーション庁 (Kenya National Innovation Agency)」及び「国家研究基金 (National Research Fund)」の設立に際しても KIPI は大きな役割を果たした。これらは両方ともイノベーションの支援を意図した機関である。また、創造性とイノベーションを奨励するため、小規模零細企業庁 (Micro and Small Enterprises Agency) とも密接に協力して活動している。利用者がよりアクセスしやすい安価な登録サービスを目指して、ケニアの登録プログラムのデジタル化にも取り組んでいる。さらに、模倣の問題に対する法執行当局の取組をより向上させるため、これら当局に対し知財教育を提供している。

南アフリカ

模倣取締

ケニアの知財当局が模倣にどう対処するかを法執行当局に教示しているのと同様、南アフリカの知財当局である南アフリカ特許庁 (CIPC) もそのような教育に取り組んでいる。CIPC は最近、「*Training Manual on Intellectual Property Crime Prosecution for Law Enforcement Agencies and Prosecutors* (法執行当局及び検察官のための知的財産犯罪の訴追に関する訓練マニュアル)」と呼ばれる WIPO のマニュアルの南アフリカ版を発行した。この南アフリカ版は、南アフリカで指導的な立場にある知財弁護士であり最高裁判所の退職判事である Louis Harms 氏によって作成されたものである。Harms 元判事は WIPO の知財意識促進部 (Building Respect for IP Division) との密接な協力によって同マニュアルを作成している。同部長によれば、南アフリカは世界で初めて WIPO マニュアルのカスタム仕様版を作成した国だという。

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の第 61 条は、世界貿易機関 (WTO) の加盟国に対し、「少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める」ことを要求している。南アフリカはすでに模倣取締のための詳細な法律「1997 年法律第 37 号模倣製品取締法」を制定しており、現在では上述したような教育を通じて自国の知財エンフォースメント能力の向上に取り組んでいる。

新しく作成された上記のマニュアルはすでに活用されており、南アフリカの上級の検察官及び警察官に提供される教育プログラムの一部をなしている。これは基本的には「教育者を養成する」プログラムである。言い換えれば、このプログラムに参加した者がさらに研鑽を積んで他の人々を教育できるようにすることを意図したプログラムなのである。多くの講義は、Harms 元判事自身によって行われている。

このマニュアル及び訓練プログラムの背後にある考え方は、知財エンフォースメントに関わる専門知識を構築し、国家の様々な機関及び部門の間に協調関係を築き上げることである。南アフリカ貿易産業大臣は、模倣及び著作権侵害の取締が CIPC の重要な優先課題であることを明確にしている。

タンザニア

タンザニア当局が模倣の問題を深刻に受け止めていることを示す明らかな兆候がある。ダルエスサラームにある巨大な非公式市場 Kariakoo で最近強制捜査が行われ、6人の商人から Timberland ブランドの靴の模倣品が押収された。押収された靴は現在、タンザニア公正競争委員会 (Fair Competition Commission; 略称 FCC) の施設で保管されている。これら6人の商人は FCC の事務局に召喚され、犯罪のかどで告発されている。これら商人に対する有罪判決が言い渡され次第、模倣品の靴は破棄されるか慈善事業に寄付されると FCC は発表した。

結論

本号で論じた事例は、アフリカにおいて知財の正当な評価や知財尊重の意識が発展しつつあることを示している。知財を活用している多国籍企業は心強く思うはずである。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 15 (2016年11月)

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。